

論文

林銑十郎内閣期における「反撥集団」としての既成政党

— 衆議院議員選挙法改正をめぐる —

正 田 浩 由

The established parties as complaining group in Japan
during the Hayashi Senjuro Cabinet Era:
Concerning the Committee deliberations on the revision
of the House of Representative Election Law

SHODA Hiroyoshi

一、はじめに

一九三七年一月に再開された第七〇帝国議会において、寺内寿一陸軍大臣と政友会の浜田国松代議士との間でなされた所謂「腹切り問答」がきっかけとなって廣田弘毅内閣は総辞職、¹宇垣一成の大命拝辞を経て組閣したのが、満州事変時に「越境將軍」として名を馳せた林銑十郎であった。

林は組閣に当たり、永井柳太郎や中島知久平ら政党に所属する閣僚候補に対して党籍離脱を求めるなど、既成政党（政友会・民政党）に敵対的態度を示した。その条件を呑めなかった永井らは、結局入閣を断念せざるを

正 田 浩 由

得なかった。²ちなみに、昭和会に属していた山崎達之輔だけがその条件を受け入れ、農林大臣として入閣した。

このような林の姿勢があったにも関わらず、既成政党は林内閣に対決姿勢をとらなかつたばかりか、「順応的姿勢」³まで示していた。これに林は、昭和十二（一九三七）年度の予算が成立した直後、突然の議会解散で応えた。所謂「喰い逃げ解散」であるが、ここに至ってようやく既成政党は林内閣への対決姿勢を鮮明にし、その後倒閣運動を展開した。

本稿では、林が議会を解散するまでの既成政党の動向について考察し、「反撥集団」（升味準之輔）としての彼らの性質を明らかにする。

ちなみに升味の規定する「反撥集団」とは、割込みに失敗し、獲物に飢えて不満が鬱積、さらに駕御困難で「陸軍に反撥しながら」も、軍部に対抗できる力がないので、「政界に地歩を保持する」ため軍部に同調、そして「分解に転じていく既成政党」⁴のことを指す。

この「反撥」という言葉だが、当時雑誌で「民政、政友両党程度の反撥（反抗とは言はぬ、両党は政府に対して闘争するほどの気魄も力も必然性も持つてをらぬ）」と表現する論者もいた。⁵

そして何故解散するまでかと言えば、代議士は解散によって失職するのであり、それを恐れる彼らは特に唐突かつ敵対的な解散には対決姿勢を取ると考えられるからである。そうなる前の動向に彼らの本質が見取れるはずである。

具体的には衆議院議員選挙法改正の動きを中心に、最善ではなかつたにしても、日本のデモクラシーがかつて到達した「民本主義」や「議会中心政治」の観点から論じる。

「民本主義」については吉野作造が、「一つは政権運用の目的即ち『政治の目的』が一般民衆の利福に在るということで、他は政権運用の方針の決定即ち『政策の決定』が一般民衆の意嚮に拠るということである」と論じている。⁶

後者の「議会中心政治」は民政党の政綱の一つ（「国民の総意を帝国議

会に反映し、天皇統治の下議会中心政治を徹底せしむべし) に出てくる言葉で、一九二八年の第一回普選に際し、政友会が民政党を叩きつけるために「天皇中心主義」をうたう声明を出して政争の具としたことがあった。⁷

これに対して吉野は、福地源一郎の論稿を引きながら、「天皇中心の政治主義は、明治の初年から真面目な政治家からは文字通りに容認されては居なかつたものである。而もそれは専ら皇室の御為に斥けられたのだという点に、我々は特に注意するの必要がある。」と批判、⁸さらに美濃部達吉は、「法律上の意義において我憲法が『天皇中心政治』を主義とすることを否定するものではなく、唯天皇に意見を奉る者の中心勢力を議会に置くべきこと、殊に内閣組織の原動力を藩閥等に置かずして、これを議会に置くべきことを主張するものたるに外ならぬ。それは立憲政治の当然の帰趨とも見るべきものである。」と述べ、またナチの台頭などを念頭に、「議会中心政治の価値如何については、今や世界到る所にこれを疑ふ声がかすぶる高い」ことに言及しつつも、「議会政治固より無条件に謳歌せらるべきものではないにしても、之を独裁政治の専横と陰鬱とに比して尚大なる長所を有することは疑を容れぬ。吾々は唯努めて其の弊を除くべく、猥りに之を否定し、其の破壊を企つことは之を避けねばならぬ。況んや之を以てわが国体に反するものとなすが如きに於てをや。」と論じていた。⁹

ここからも分かるように、「議会中心政治」は民政党の専売特許ではなく、「民本主義」と共に戦前日本のデモクラシーが辿り着いた高峰であった。

この時期あるいはその前後の議会・既成政党に関する先行研究だが、例えば升味は「二・二六事件以後は政党政治復活の可能性は、ほとんどなくなった。それでも、議会には法律と予算の協賛権がある。……政党は、衆議院に立籠って軍部に反撥し、予算や法律の成立を妨害してうさを晴した。……代議士は、反撥した。しかし、軍部に対抗する力がなければ、軍部に同調する以外、政界に地歩をきざずく機会はない。だから、反撥の背後には、同調のうごきが拡大する。陸軍を掣肘するために政界再編成や新党運動を画策したというのは、錯覚か欺瞞であろう。それは、既成政党分解の兆候

にはかならなかつた。」と論じている。¹⁰

議会・代議士には、升味の言う「法律と予算の協賛権」以外にも、議会における発言の院外での免責特権¹¹や不逮捕特権¹²が大日本帝国憲法で認められており、確かに彼らは無力でない。しかし升味はその力が「軍部に對抗する」ほどのものではなく、その行使と言っても「うさを晴」らすぐらいのものだったと述べ、「政界に地歩をきざく」ためには軍部に同調する以外なかつたと論じており、本稿ではこの見解をとる。ただこちらで論じる詳細については述べられていない。

これに対し、既成政党が力を保持し、それを行使していたとするものとして、古川隆久『戦時議会』（吉川弘文館、二〇〇一年）、井上寿一『政友会と民政党』（中央公論新社、二〇一二年）、官田光史『戦時期日本の翼賛政治』（吉川弘文館、二〇一六年）などがある。

古川は、日中戦争勃発以降の「戦時議会」についてはあるが、「他の政治勢力は時に彼ら（＝政党政治家一正田）の議論や行動に怒り、時にやむをえず妥協し、時に恐怖さえ感じていた。つまり、議会多数派は無力どころか、政策論争においても権力争いにおいても、全体として他の政治勢力と対等な存在であった」と述べているのだが、¹³果たしてそうか。古川が「他の政治勢力と対等」だと指摘するその力がどのような性質のものであったのかを検討することが重要だと考える。古川はその観点からは論じていない。そのため、安易に力があつたという結論に至っている。

井上は、「政党を軽視する林内閣への政党の側の反発が強まる。このままでは林内閣の議会運営は困難に陥る。一九三七（昭和一二）年二月二日に成立しておきながら、林内閣は予算案をとおしたうえで、反発する政党に對抗するために、翌三月一日に衆議院を解散した。」と論じ、さらにはその後の「選挙で国民の意思がどこにあつたかは明らかだつた。……要するに政党内閣の復活が国民の意思だつた。」と述べているのだが、¹⁴これは本稿とは正反対の見解である。林の組閣直後から既成政党は対決姿勢を示していたと言うのだが、それは違うように思う。また選挙結果を受け、「国

民の意思」に言及しているが、ジャーナリストの木舎幾三郎は当時、既成政党が勝利しても別に驚かないし不思議でもない、当然勝つと予想されていたものが勝っただけなので、それは林内閣への不信任の総意の証左とも思われぬ、「与党と名のつくものを殆んど有しない林内閣としては、表面的に、勝ちも負けもしない。」と論じている。¹⁵

官田は、『政党内閣』を基準にして戦時期における政党の政治力を測定する視角は、必ずしも適当でないように思われる。なぜなら政党は、時代状況に対応して政治体制の指向を変化しうるからである¹⁶という認識の下、二・二六事件前、中間内閣期の「国体明徴運動と選挙粛正運動は、政党内閣復活の試みであった。政友会は、国体に関する決議の論理を唱導し、国民の支持を調達することで、『既成政党排撃』論に対抗しようとした」が、ジャーナリズムがこれらの試みを批判したと指摘、「このような政党の努力が認知されない状況のなかで、山崎達之輔のように政党内閣の復活を放棄し、新しい政治体制を指向する政党人が現れ始めた」と論じているのだが、¹⁷これだとジャーナリズムに責任を転嫁することになる。ジャーナリズムはもちろん絶対的な存在ではないが一枚岩ではないのであり、批判されるべき要因が既成政党にあったと考えるのが普通であるように思うし、「政党人」を批判的に論ずべきではあるまいか。また、ジャーナリズムが批判した理由として、「ジャーナリズムにおいて、既成政党は『立憲政治』を担うべき理想的な政治主体ではなかった」ことを挙げているが、¹⁸「理想的な政治主体で」あることは重要である。具体的に論じられていないが、ここでの「理想」とは「立憲政治」のみならず「議会中心政治」や「民本主義」も含まれていよう。「政党の努力」がどこまでこの「理想」に合うものだったのか。「理想」がなく、また選挙を経ない非デモクラシー勢力である陸軍などの勝馬に乗っての権力への接近・復帰では、議会人の存在理由がなくなる。「政党内閣」を基準にしないという官田の認識だと、既成政党を針小棒大に捉えてしまう恐れがあるように思われる。古川に対しても述べたが、力の質を分析する必要がある。う。

次に衆議院議員選挙法に関する先行研究だが、栗屋憲太郎「一九三六、三七年総選挙について」（『日本史研究』第一四六号、日本史研究会、一九七四年、所収）や伊藤之雄「『ファシズム』期の選挙法改正問題」（『日本史研究』第二一二号、一九八〇年、所収）、柚正夫「一九三四（昭和九）年衆議院議員選挙法の改正（一）（二・完）」（『法政研究』第四九卷第一・二・三号、第五〇卷第二号、九州大学法政学会、一九八三・八四年、所収）がある。

栗屋は一九三五年の府県会議員選挙、三六・三七年の総選挙から、選挙粛正運動の積み重ねによって国民教化のための上からの機構作りと国民一般にいたる社会的ルートが確立したと指摘、さらに「当初、選挙の腐敗防止を看板にかかげたこの運動が、政党政治時代とは異なり党派をこえた官僚の選挙取締りの『公正さ』を売物にしながら、政党の政治活動の牽制、抑圧に向い、さらに二・二六事件後の三七年^(ママ)総選挙に顕著に示されるように反軍、反ファッショ運動と思想の弾圧に取締りの重点を移していくこと」が重要だと論じている。¹⁹

伊藤は「三〇年代後半は①既成政党が自壊作用を示し、政府並に既成政党共に、選挙法改正よりも近衛新党のような政界再編成問題に関心がいったこと②政府側も効果の見透しがはっきりせず手数がかかる選挙法改正を急がなくとも、選挙を言論政策で操作することがそれなりにできたこと等より、選挙法改正問題の意義は低下した。」と述べ、さらに「二・二六事件後、軍部は総力戦体制作りを目指して内政への干与を強めた。軍部の威光を背景に、内務省内も右翼的官僚が一般の官僚をリードするようになった。そして三七年四月の総選挙では、内務省も軍部も呼応して厳しい言論取締り等の選挙干渉を行った。」と論じている。²⁰

柚は一九三四年の法改正を中心にしてしているので、この時期については「むすび」で簡単に触れているだけだが、そこでは「粛正選挙運動は官製民間運動として地域社会の有力者を組織化し、部落会、町内会、青年団、婦人会等の地域社会の網羅的末端組織を実行部隊に組入れて、改正法の実施を

支えた。この運動もまた地方行政と警察を統轄する内務省、内務官僚の勢力を加えた。こうして一九三六（昭和十一）年二月二十日の総選挙で選挙の腐敗は一掃された。しかし選挙はまったく活力を失い、『病気を百発百中治す方法は病人を殺してしまうこと。（生氣なき選挙では）違反のなくなる前に選挙そのものの死滅』と一新聞（「新潟毎日」三六、二、一一）の評したものとなった。選挙肅正運動は翌一九三七年の総選挙でますます強化され、一九四二（昭和十七）年の東条内閣の翼賛選挙貫徹運動に展開した。活力を失った政党は一九四〇（昭和一五）年解党し、翼賛政治体制に組み入れられて行った」と論じている。²¹

三者とも選挙そのものが中心で、それを既成政党対軍部・官僚の視点から論じており、本稿で論じる議会政治や既成政党の性質という観点からは論じていない。

二、第七〇議会における既成政党と林内閣による解散

前述のように、林は政党所属の閣僚候補者に党籍離脱を求めた。斎藤実内閣以降、政党内閣でなくなったとはいえ、既成政党所属の代議士が必ず入閣していたのであり、これは当然政党の排除を意味した。さらには政務官も置かなかった。まさに「完全なる政党無視にまで到達した」のであり、「ファツシズムは純粹なら自己を実現するのに数歩の前進を獲得したといへ」²²たにも拘わらず、既成政党は戦う姿勢を見せなかった。「議会半ばに成立した林内閣が、これだけの成績を挙げたのは、政党の誠意と協力なくして出来るものではない」と当時政友会の幹事長であった安藤正純が一九四二年八月に回想しているが、²³ここからも林内閣に対する既成政党の姿勢が窺える。

そして、民政党の斎藤隆夫は戦後になって、次のように回想している。

政党を排斥して国民的基礎を持たない内閣に対してはすぐに起って反対すべきなのに、政民両党は「非常時」や「挙国一致」という政府の掛け声

に压せられ、また戦闘意識と勇気を欠くために、正面からこれに反対することも出来ず、かと言って無条件・盲目的に追従することも出来ず、大衆政府の提案を認めつつ枝葉問題について議論するくらいだった。²⁴

実際、『東京朝日新聞』は「林新内閣を迎えて開かれた停会明け十五日の議会は貴衆両院共平穩裡に終わった、衆議院の空気も廣田前内閣に対する挑戦的態度とは似ても似つかぬ順応的姿勢を示し絶縁関係にある政民両党が儀礼的拍手を送つたりして変態的政情を示してゐた……質問戦は貴衆両院共政情をそのまゝ映じて精彩なくその場逃れの答弁に対しても突込んだ追撃も行はれず平穩無風状態に終始した」と報じ、²⁵一六日の議会についても「第一日と同様聊か気合抜けの有様である」、「政友会においては突如表面化した鈴木総裁の引退問題によつて党内事情は政府攻撃の議会対策よりも寧ろその善後処置に力を注がねばならぬ立場に到り一層緊張を欠かした観がある、かくして質問戦第二日の議会も依然として平穩無事に終始するであらう。」と伝えた。²⁶

その一方、小会派については「政民両党の和協的態度に比し小会派代表の質問は身軽なだけに却てのびのびした論議が展開された殊に尾崎弔堂老の久々振りの登壇が興味を呼ぶと共にその演説内容如何には政府も政党も多少の警戒を払つてゐる」と報じた。²⁷

既成政党は尾崎行雄の質問に「前夜来神経を尖がらせてゐた」のであり、「なるべく拍手を控へるやうにとの警戒が払はれ、弔堂演説の半ばにして民政党は町田総裁以下首脳部が議場を引揚げて解散対策を練つたのは少し気が早過ぎた。『無事でよかつた』これが政党人の偽らざる胸中であつたことに間違ひはない。弔堂起つた日のナンセンスの一つである」と東京朝日の「白堊の録音」というコラムでは論じられている。²⁸ここからも、既成政党の消極姿勢を窺うことが出来る。

さらに原田熊雄によれば、「予算問題で、繰越金の問題²⁹がかなり喧しくなつて来てゐたが、政党としてもそれほどこれを追及して、徹底的に憲法違反だと言つて不成立にさせるだけの意気込もな」かつたのであり、³⁰

関口泰は「民政、政友両党は昭和会を引連れて体裁にもならぬ附帯決議をつけてこれを通過せしめた」と批判している。³¹

斎藤は二月五日の自身の日記に、「首相、蔵相の演説後小泉又〔次郎〕、植原悦〔二郎〕、川崎克の演説あり。何れも攻撃の気魄なし。政党に義士なし。」と書き、さらに翌日には「宮脇の肅軍演説のみ傾聴の値あり。他は聴くに足らず。政党演説相変わらず迫力なし。」と書いている。³²

ここで名前が出てくる宮脇長吉は香川県出身、政友会所属の代議士で、陸軍士官学校教官や所沢気球隊長を歴任した元軍人でもあった。³³宮脇はこの時、「広義国防の名の下に、行政、財政、税制を初め、遂には国民選挙にまで容喙し、過激なる批判を加へて憚らざるのみならず、全面的に政治に干渉し、恰も陸軍と云ふ政治団体でもあるかの如き観を呈して居ることは、洵に遺憾千万な次第であります」などと陸軍批判を展開した。³⁴

ただ、彼のような人物はわずかであり、逆に軍部に歩調を合わせるような代議士もいた。例えば、一九三八年が来ると「非常なる変革が起る」ので「此変革に処する為にも、今から総ての方面に革新運動を起して行かなければならぬ」として、政友会内の一部に起った「革新運動」³⁵の中心的存在であった肥田琢司は、「一体政友会といふのは従来常に軍部と協調して来たのであつて、今日まで軍部と争うたことは未だ吾々が憶えた範囲に於ては決してない」と述べ、さらに軍部が政党を否認した理由として、民政党的の浜口雄幸内閣が行った四つの問題（金解禁、ロンドン条約、「疑獄事件を摘発して政友会を傷付けたこと」、満州問題）を挙げ、民政党に責任を転嫁している。満州問題については「軍部の方針実行に付て全力を注いで之を応援した。……政友会が軍部方面で非難するが如く罪ありや責任ありやといふと、政友会には罪も責任もない」と言い切っている。³⁶

また、後述の白木正之が指摘している、林内閣の予算通過のための「ていねいな態度」もあって、既成政党は対決姿勢を示さなかったのだが、そのような彼らに対して林は解散に打って出たのであった。林は組閣当初から議会解散の機会を一人密かに狙っていた。³⁷木下半治は「ナチに媚を呈

し、ナチが共産党を弾圧しても媚笑を続け、ナチ政権獲得後も、自分だけはその輿論——少なくともその友党たらんと期待してゐたドイツ社民党が、さていよいよヒットラーが政権を獲得するや直ちに弾圧されてしまった事」を今回の解散から想起するとし、「争ふべき時に争はないものは、永久に争ふ資格を有たないものだ」と既成政党を批判している。³⁸

林は解散の理由として「我々の見るところでは議案審議に誠意がないと感じた事が屢々あ」ったと述べて「選挙法の問題」を挙げているのだが、³⁹ 林が議会を解散するまでの事情について、白木正之は戦後に次のように論じている。

「林は軍事予算の通過のため、政党に懇願するが如く、ていねいな態度を示した。政党は、これをまにうけて、軍事予算を通過せしめた。そのあと、政民両党の共同提案として『選挙法中改正法案』を衆議院で通過せしめ、これが貴族院でもめていた。政府が政党の身勝手な改正に反対していたからである。そこで、政民両党は、政府を牽制するために、重要法案の審議を引延ばしていた。だがこれ等の重要法案は廣田内閣から引継がれたものであるから、これで林内閣と議会との衝突になるとは誰れも予想しなかつた。議会はこのまゝ、終幕するものと見られていたが、最終日という三月三十一日に、林は突如抜打ち解散を行つた。これは政党にとつて全く寝耳に水で、喰い逃げ解散と称して騒いだが、後の祭であつた。林の態度は、はじめは処女の如く、終りは脱兎の如しといつた鄙劣なものである。」⁴⁰

林の伝記では、林は既成政党の「議会かけ引き」を、どうしても容認出来ぬ「非国家的行為と看做」したと論じられているが、⁴¹まさに既成政党に対する「懲罰的意味」を持った解散であつた。⁴²雑誌では「重要法案さへ通れば陸海軍にも不足はないし、寺内以来ひき続いてゐる政党懲罰の解散をしても、無銭遊興者は、選挙費の工面に迫られる次第でもないから痛くも痒くもない。政党が猫の如く従順であれば格別、いくらかでも爪をたてるなら、と待ち構へてゐる所へ、例の選挙法改正案で一寸すねたものだから、好機逸すべからずとして、陰謀の本性を露はした迄の話である。

……政党は、無休で妾奉公をして、おしまひに叩き出されたのである。恨むなら自分の愚を恨むべきである。(傍点正田)」と論じられた。⁴³

では林に「懲罰的」解散を断行させることになった「選挙法の問題」とはどのようなものだったのだろうか。以下、衆議院議員選挙法改正の動きや議会での審議について検討を加えるが、その前段階として、廣田内閣下で設置の選挙制度調査会で作成された改正要綱について見てみる。

三、選挙制度調査会の改正要綱とその問題点

一九三四年、斎藤実内閣の時に改正された衆議院議員選挙法⁴⁴に関して、法学者の河村又介はその長所として、「その採用した選挙公営制度が、折から全国的に起された肅正運動と相俟つて、相当な好成绩を挙げ、選挙費用の節約を助け、各候補者に機会の均等をもたらした事」を挙げているが、欠点としては「新人物を選出せしめる力弱く、議員の質的更新を促さずして舊態依然たらしめたこと、並に取締規定煩瑣にして選挙民を委縮せしめたこと」を指摘している。⁴⁵

この選挙法に関し、一九三六年五月二二日に町田忠治外五一名から「衆議院議員選挙法改正ニ関スル決議案」が衆議院に提出された。その内容は、「衆議院議員選挙法実施の成績は立法の趣旨に反し社会の实情に副はざるもの甚た多きを認む仍て政府は速に衆議院議員選挙法改正委員会を組織し本法並附属法規の全般に互り審議を尽し之か改正案を次期議会に提出すべし」というものであった。⁴⁶

これもあって、廣田内閣下で「選挙制度調査会官制」が公布された。その第一条では「選挙制度調査会は内閣総理大臣の監督に属し其の諮問に応じて衆議院議員選挙その他公の選挙の制度に関する事項を調査審議す」、第二条では「会長一人、副会長二人及委員三十八人⁴⁷以内を以て之を組織す」、第三条では内閣総理大臣を会長に、内務大臣と司法大臣を副会長に充て、「委員及臨時委員は内閣総理大臣の奏請に依り関係各庁高等官、貴

族院議員、衆議院議員及学識経験ある者の中より内閣に於て之を命ず」と規定されている。⁴⁸第三条により廣田が会長に、潮恵之輔内相と林頼三郎司法相が副会長に就任した。

廣田は一九三六年七月三〇日の初総会で、次のように挨拶をした。

一九三四年改正の選挙法は今春の総選挙でその実施を見た。改正法令は選挙粛正運動と相俟って相当の成績を挙げたが、十分満足できない点がある。選挙運動に関する取締規定が国民に煩瑣の感を抱かせ、純真な選挙運動の勢いを殺ぐことが間々あったのは残念だ。

また、選挙粛正の趣旨から見ても、悪質犯罪の防止など選挙の弊害の根絶を期する上で「尚十分な点が存する様に考へられる以上の外尚選挙の経験に徴して整備改善を加ふべき方面も存する」と思う。更に衆議院の決議もあるので、今回本調査会を設けて「選挙制度に関し御造詣の深い各位の御骨折を煩はすことゝした」。審議の結果、適当な成案を得たら、次の通常議会に改正案を提出したい。⁴⁹

そして一二月二一日に開かれた総会で、調査会の特別委員会で作成した改正要綱を原案通り可決した。⁵⁰その内容は以下のとおりであった。

第一、選挙運動及其の費用に関する事項

一、選挙運動に関する事項

- (一) 選挙事務所は原則一箇所、三箇所まで増設できる選挙区を増加
- (二) 選挙委員を二五名、さらに日当の供与を可とする
- (三) 選挙委員の、選挙事務長の承諾を得ての労務者選任を可とする
- (四) 立候補届出前の準備行為を可とする
- (五) 第三者運動として応援弁士の依頼斡旋派遣、推薦状発送の依頼を可とする
- (六) 個々面接禁止の非常識な解釈を是正
- (七) 選挙公報発行区域での文書の頒布制限の緩和
- (八) 演説会の弁士に日当供与を可とする
- (九) 選挙期日後の挨拶行為制限の緩和

二、選挙運動の費用に関する事項

- (一) 費用に関する帳簿の簡易化
- (二) 選挙事務長の費用超過支出の罪を改正、当選無効の規定を削除、それを連坐規定中に加える

三、選挙公営に関する事項

- (一) 選挙公営の内容の改善拡充
- (二) ポスター掲出場所及立看板配置場所の斡旋

第二、選挙罰則に関する事項

- (一) 形式犯の制裁を緩和
- (二) 選挙事務長については連坐規定の但書を削除

第三、選挙手続に関する事項

- (一) 議員総数は現状維持、人口激増地方に定員増配、議員数を減少する地方をなるべく少なくする
- (二) 投票所の増設
- (三) 開票区毎に混同して開票
- (四) 一年以内の次点者繰上当選を廃し、当選承諾届出期限前に限り認める

第四、その他選挙制度に関する事項

- (一) 道府県会議員選挙について選挙公営の実施を考慮
- (二) 選挙罰則の統一⁵¹

この内容がほぼ決していた一二月一二日、東京朝日の社説は次のように論じている。

改正要綱は多少良くなっているが、枝葉末節で庶政一新的なものが少しもない。これでは肅軍に伴って行われるべき議会政治「振肅」の国民の要望は達せられず、却って選挙肅正によって痛手を負った既成政党側の逆襲の力が増し、政府の選挙肅正の意気込みの減退が示されている。

肅正運動が新官僚のイデオロギーに指導された結果、普選運動のような明朗性を欠き、「検挙に勝る肅正なし」というような拙速主義が祟って「人

権蹂躪問題」を起したが、それでも腐敗選挙の「振粛革正」のためにはこのような運動を継続・徹底させることが必要であり、後退と逆転を許すべきではない。

選挙制度調査会の重点は専ら選挙運動取締の緩和にあるようだ。確かに立候補届出前の選挙運動禁止や第三者運動を窮屈にすることは選挙人の選挙の自由を妨害するもので「選挙界を陰鬱にするものであるから」、これを常識的に改訂することは改善であるが、それでもなお考え方が選挙人本位ではなく、「議員候補者、選挙運動する側の便宜主義に出てゐる」ことを感じさせる。

そもそも選挙制度改革は現行選挙制度の否定に立脚する。それを、現行制度の欠陥を利用あるいはそれに妨げられずに出てきた人々と決めようとするところに誤りがある。

国民運動として育った普選運動は、選挙権拡張を手段とした既成政党打破運動だったのを、既成政党側が逆手に取り、自身の武器として護憲運動を起し三派内閣を作った。そして選挙法改正時には「自家葉籠中のものとして、毒を混じ腐敗菌を植ゑることを忘れなかつた」ため、田中義一内閣による第一回普選の実施時には選挙権と共に腐敗菌も拡張・拡大、選挙には一層大金がかかるようになった。普選は既成政党を打破する代わりにこれを太らせ、政府・政党・政商財閥との関係を密接にし、政治疑獄の頻出が「政治非常時を招来し」た。だから根本的な政界革新や政党更生のためには普選運動の最初に遡らなければならない。

輿論尊重と民意伸長が憲政の第一義であることを考慮すれば、選挙法改正の眼目がどこにあるかは明瞭である。「選挙制度改革は既成政党議員候補者本位の選挙法を、選挙人の選挙の自由本位にすることにある」。その意味で、歪められた普選運動の所産である現行選挙法を、国民的立場から根本的に見直し、国民的運動によってこれを達成すべく、普選運動のやり直しをすることを提唱する。⁵²

このように東京朝日は過度な取締りの問題点を指摘しつつも、「既成政

党側の逆襲の力が増し」たことで「議員候補者、選挙運動する側の便宜主義に出てゐる」ことを批判、選挙人本位に考えることが必要だと述べている。

前述の河村も、廣田内閣が庶政一新を大袈裟に呼号しながら、選挙制度について根本的な大改革を企図せず、実は悪質犯の厳罰、煩瑣な取締規定の緩和という程度の小改正を目論むものに過ぎないと論じ、また、調査会の要綱は大体において社会大衆党以外の諸派の要求を盛り込んだものだと指摘、ただ政民両党の要求である選挙運動に政党の行動を公認することや、昭和会の主張である第三者運動の制限全廃による政党の活動拡大については、政府側が難色を示したので成案の中にはないと述べている。⁵³

このように問題点を抱えながらも完成した改正要綱であるが、では第七〇議会で衆議院を通過した選挙法改正案はそれと比べてどのようなものであったのか。

四、衆議院議員選挙法改正案の緊急上程

選挙法改正案について、一九三七年の年明け早々「選挙制度調査会の答申に基き幹事会において条文起草を急いでゐるが、近く最後の幹事会を開いて留保条項を決定し、法制局に廻附の手続きをとることになった」と報じられたが、⁵⁴その後廣田内閣の総辞職や林の組閣などがあり、林内閣としては「成立日浅くして準備未だ成らざることを理由」⁵⁵に議会への提出は見合わせていた。そこで二月二五日に民政党代議士の青木亮貫が「衆議院議員選挙法中改正法律案提出ニ関スル質問主意書」を提出した。その中で青木は、庶政一新の根本にある選挙法改正案を今議会に提出する意思があるのか尋ねたのに対し、⁵⁶政府は三月九日に、「改正法律案を会期切迫せる今期議会に提出することは困難なりと思料す」と答えた。⁵⁷

そのため三月一六日、政・民両党はそれぞれが別個に「衆議院議員選挙法中改正法律案」を提出した。しかも「緊急上程し質疑を用ゐず直に委員付託となした」。⁵⁸

具体的には、民政党の中山福蔵が議事日程変更の緊急動議を提出し、政友会の「牧野賤男君外十一名提出」と民政党の「戸澤十郎君外二名提出」の「衆議院議員選挙法中改正法律案を一括議題と為し、其審議を進め」ることを要望、これに対して衆院副議長の岡田忠彦は異議の存否を尋ねた後に異議なしとして日程の変更を宣言した。議事録には、恐らく小会派の議員であろう、『議長横暴』と叫ぶ者あり」と記録されている。⁵⁹

その直後第一読会が開かれ、牧野が「趣旨弁明」を次のように行った。

現行の選挙法は選挙界の弊風を一掃し政界を廓清するというを標榜して改正されたのだが、府県会議員選挙や総選挙などを経て現行法に不備欠陥があることが分かり、「朝野齊しく改正の必要を唱へ」、内務省や司法省、さらには政党もこれを研究してその綱要を発表している。政府も調査会を設けて、各方面から委員を選出し、選挙法改正の要綱を発表している。内務省は改正要綱に基いて条文化したものを持っている聞いた。しかしそれを議会に提出せず、示そうともしない。そこで我々は既に各方面で研究されて、恐らく異論はあるまいと思う点だけを拾い上げて、改正案を提出した。僅少の改正だが、これによって現行法の不備欠陥を補うことが出来ると信じている。「選挙は国民を総動員致す国家的大事業と致して取扱ふべきものであ」るので、意思能力のある者は選挙に無関心ではいられない。

従来の選挙法の変遷の経過を見ると、多くは官憲が取締まるのに便利かどうか重点が置かれている。また現行法は難解で、官憲が殊更に難解に導く解釈をしている。最も異様に感じるのは、選挙実施に当たって「内務省は警保局を中心と致して、全国の警察に移牒を致して、所謂検挙の準備に著手を致して検挙網を張り、「司法省は刑事局を中心として各検事局に命令を發して、検挙陣を組織して、部隊を分って、甚だしきは警察に態々出張って来て、昼夜を分たず検挙に従事を致して居る」。もとより選挙の神聖を汚す者を嚴重に検挙するために職務に忠実であることには敬意を表すが、しかし官憲も国民の一員として選挙の結果に支配されるという根本の観念を忘れていないのか。そのため「嚴重に検挙をすると云

ふ觀念にのみ囚はれて、是が為に或は無辜を罰し、或は羅織を事とし、遂には人権蹂躪の暴挙を取てする者がある」。他にも問題が多々あるが、「今は極めて僅少の部分のみの改正を以て甘んぜんとする者であります、それ程目前の弊害を除くのに急なるものを感じるのであります」。⁶⁰

ここで牧野が言及している官憲の横暴さについてであるが、例えば前述の木舎は、「今度の選挙で目立つことの一つは、肅正選挙の結果、官憲と云ふものゝ力が光るので全国至るところに官僚の増長慢と云ふものが、不知不識のうちに増加してゐることで、関西への車中、偶然同車した某と云ふ地方長官などは、まるで人間でも異つて来たやうな口振で、頻りに、管下の候補者に対して品評してゐたので驚いた。」⁶¹と述べているように、一理あった。

牧野の次に、戸澤が提案の理由を次のように述べた。

第六九議会で、衆議院は改正すべきことを決議し、政府に要望した。廣田前首相は院議を尊重して調査会を設けて慎重に審議し、成案を見た。ここに提案したものは調査会の「努力の結晶と略々相似たるもので、大同小異である。現行法の欠点として、例えば繰上当選に関して、当選者が失格した場合、次点者に対する制裁の法がない。その他にも立憲政治の実を挙げるためには極めて不適當な点がある。「お互の眞の立憲国民としての選挙を行はしむるには、今少しく簡單明瞭にすると云ふことが、論ずるまでもなく必要である」。⁶²

このように二人が述べた後、中山が「質疑を為さずして、議長指名十八名の委員に付託せられんことを望みます」と述べたことで『『反対』と呼び其他発言者多く議場騒然』となった。結局賛成一九三、反対三七で中山の動議は可とされたのだが、⁶³このような既成政党の動きに小会派は憤慨した。というのも、「選挙法は憲法附属の根本法規であり根本的改革を必要とするに拘らず、政、民両党が抜打的に改正法律案を上程し」たからであり、さらには、後述するように、その内容が「時代逆行の甚だしきもの」と看做したからであった。⁶⁴

さて、この緊急上程と質疑の省略による議場の紛擾に対し、民政党は次の声明を発表した。

一六日の各派交渉会でなるべく議員の質疑を簡潔にし重要法案の審議を進めることを申し合わせ、選挙法改正案については委員の数も最初の八名を二七名にして小会派にも質疑の機会を十分に与えることにし、本会議の質疑はしないことに小会派も同意したのに、社大、国民同盟、東方会の三派はこれを裏切り議場の紛擾を来し、本議会最初の記名投票をなして貴重な時間を費やし、遂に商法中改正法律案の上程を不可能にしたのは遺憾である。⁶⁵

なお、委員会の速記録を見る限り、委員の数は一八名であり、なぜ二七という数字が出てきたのか分からない。

さて、その後、民政党は一八日に緊急院内外総務会を開いて協議をした結果、無所属の前田幸作、社大党の亀井貫一郎の行動は「議会の神聖を汚し、議長の職権行使を妨げたる行為」なので、議長の職権で懲罰委員会に付すべきだということに決し、「清水（留）濱野、澤田の三院内総務は直に院内に富田議長を訪問」して善処を要望し、さらに同日政友会側と「交渉協議の上其貫徹を期することにな」った。⁶⁶

それに対して社大、東方、第二控室の小会派は黙っておらず、代議士会を開いて「政民両党小会派抑圧に対して共同抗争を行ふこと」になり、共同で富田幸次郎議長と会見し、「政民両党に追随する議長の不公平を抗議する」ことになったのだが、⁶⁷翌日富田は本会議で、前田・亀井の行動は「議場の秩序を紊したるものと認め懲罰委員会に附する」旨を宣言、政民両党は拍手して賛成した。⁶⁸後日前田は「議院法第九十六条第一項第三号により三日間の出席停止」、亀井は二日間の出席停止となった。⁶⁹

このように、既成政党は数の力によって、反発する小会派を押さえ込んだ。

五、選挙制度調査会案との違い

既成政党提出の二案は急いで作成されたためか不備も多く、例えば提案者の一人である政友会的小林錡は委員会で、「極めて急速に短時間の間に練上げたものでありますから、文句の不備、或は其他の点に於て欠点なきを保し難い事情にあります」と述べ、民政党側の戸澤は自信がないのか、「政友会側の御提案と稍々違った点が二点ありますが、併し必しも自己提案に執着する訳ではないのでありまして、成べく速に質疑を了へられ、御協議を申上げて、成べく一致した結論を進められるやうに御計ひを願ひたい」と発言している。⁷⁰

戸澤の発言を聞いた政友会の金井正夫は、民政党側提案の連坐規定の拡張と混合開票には絶対反対だと述べた一方、民政側が強いてその主張を固持しないという意見だったので「此案を出来るだけ早く此衆議院を通過せしめたいと云ふ考から、敢て質問を致したくないのであります」とまで発言した。⁷¹議論を尽くすことよりも、改正案成立を優先する彼らの姿勢が窺われる。

ちなみに混合開票の規定がないため法案に反対した民政党の真鍋儀十は、「開票に際しましては、区域毎の開票には技術上好都合のこともあるかとも存じますけれども、併ながら区域毎の開票には作為の余地があり、種々の弊害も之に伴ふものであります」と述べ、⁷²貴族院では内務官僚の古井喜実が説明員として、混合開票を導入すべき理由を次のように説明している。

「少い町村に於きましては一面投票の方法が只今自著であります為に、字の書き方、文字の種類等によりまして、票数が少いことと相俟って、若し多少の作為を加へますならば、何人が誰に投票したかと云ふ点が、必ずしも嚴重に秘密が保ち得ないやうな結果に、殊に少い有権者の町村ではさう云ふ結果に陥る訳であります、従ひまして秘密投票の点から申しまして、既に其の趣旨が十分に徹底出来ない不利益があるやうに思ひます」⁷³

その一方、政友会の青木雷三郎は混合開票に反対したのだが、その理由として、「例へば此一村が従来はどの政党と云ふものに対して好意を持ち、観念を持って居たと云ふことが、村毎に開票すると云ふことに依りまして（分かっていた—正田）、……それが為に余所の方面から買収に参りましても、其結果を恐れて容易に其買収に応じないのであります、若し混合開票に致すと云ふことになりますと、何村の投票は何票出たか分らぬと云ふことになりますと、漸次他の方面から買収にやって参りまして、さうして其投票の神聖を失ふのであります」と述べているのだが、⁷⁴その説明にはかなり無理があり、河村も「充分人を納得せしめるに足りない」と批判している。⁷⁵

さて政友・民政提出の両案は、社大党の佐竹晴記がその内容を厳しく追及する中で、委員長齋藤隆夫が「此二つの案を簡単に一つの案に纏めることが出来れば、あなたの質問も自然それに依って氷解する部分もあるかも分らぬのです」と提案、その結果、委員会内に設けられた小委員会（齋藤、戸澤、小林、金井）で一つに纏められた。⁷⁶小委員会設置の直前、佐竹から条文の矛盾点を衝かれた戸澤にとっては渡りに舟だったようで、「佐竹君の御懸念は尤もだと思ひます」と不備を認めた上、「是は条文整理の際に省くことが出来ようと思ひます」と答えている。⁷⁷

では一つに纏められた法案はどのような内容だったのか。それについて齋藤が、委員会通過後の「第一読会ノ続」で次のように説明している。

- 一、前回改正された次点者繰上期間の一年を廃すること
- 二、現行法では労務者⁷⁸を選定するのは選挙事務長のみに限定されているが、これは不便なので、選挙委員も事務長の承諾を得れば労務者選定が出来ること
- 三、選挙委員の数を二〇名から二五名に増加すること
- 四、第三者の選挙運動である演説や推薦状による選挙運動の方法が狭義に解釈されて実際に適していないので、これを常識的に拡張する。演説による運動の中に、弁士の依頼・斡旋・派遣が、推薦状による

運動の中には推薦状の発送依頼があるが、これを許す意味での法文の改正

五、選挙事務長・選挙委員・演説の弁士には日当を支給し得ること⁷⁹

この内容について河村は、「就中民政党案は、調査会案に最も近く、混合開票制や連坐規定の徹底化などを採り入れたことに於て比較的公正であったと云へるが、委員会を経て来た成案は、是等の点を黙殺して、^(ママ)旧政党に都合よき部分のみを残したのみならず、更らに進んで第三者がその選挙運動のために労務者を選任し得るといふが如き規定すら追加してゐる」として批判している。⁸⁰

斎藤の説明と少し重複するが、調査会案との違いについては、衆議院通過後に開かれた貴族院の「議院法中改正法律案特別委員会」での伊澤多喜男の質問に、大村清一警保局長が次のように答えている。

一点目は、第九六条の第三番（新たに追加）にある、第三者が演説または推薦状による選挙運動をなす場合、命令の定めるところに依って労務者を選任することが出来る点で、答申案には全くない。

二点目は、選挙事務長に日当を給与する点。調査会では事務長に日当を支払わない方が良いという趣旨であった。

三点目は、現行法の第九七条⁸¹で、実質弁償に対する要件として、文書による承諾が規定されており、これは取締り上必要であると思うが、この点「文書に依る承諾」の文書に依る点を外し、単純な承諾で良いとなっている。これも答申案にはなかった。

四点目は、第一三四条⁸²についてである。現在の一年の禁錮を半減して六月、更に罰金二百円の選択刑を加えている。答申ではあまり明瞭にはなっていないが、形式犯に対しては科刑その他の制裁を適当に緩和するという答申の趣旨によってこういう改正をされたと思う。ただ類似の他の科刑の規定と対比して、禁錮一年のままが適当であるように考える。そして禁錮一年に対応する罰金刑は大体五百円となっているようなので、選挙法の釣合から考えても一年以下の禁錮または五百円以下の罰金にするのが適当だ

と思う。⁸³

これが調査会案との違いであるが、これを見ても分かるように、東京朝日に批判されていた調査会案より一層取締りを緩和する内容になっていた。

さらに既成政党が批判されたのが、佐竹の言葉を借りれば、「沢山の選挙違反事案を惹起して居ります方々の熱望、或は此法律案の成立に依って、今まで起って居りました刑事事案等に、何等かの影響する所がありはしないか、其事が本法案を極めて至急に提出し、審議を求めなくちやならぬ必要の根源を成して居るのぢやないかと云ったやうな、誤解と申しますか噂と申しますか、是が巷間伝へられて居る」⁸⁴という点であった。戸澤と小林はこれを強い言葉で否定したのだが、前述の青木は三月二五日の「第一読会ノ続」で、「委員長は次の総選挙と云はれましたが、私共は今日の状態から見ますと、違反の連坐をされて居る方々は、全部無罪に御なりになることを希望致すのでありますが、或はそれがなくして再選挙が行はれると云ふことに相成りますと、目前此改正選挙法が適用されるのであります」と述べている。⁸⁵

この点について、貴族院の委員会で大村は、選挙法の改正があった場合には、次の総選挙から改正規定を適用するのが慣例なのだが、今回衆議院で議決された案にはその附則がないと指摘、つまりはこれが成立すると直ちに効力を生ずるわけだが、「此のやうな施行期を、公式例に依る施行期になると云ふことになりますと、現在訴訟繫属中の事件に付きましては、新法が施行されますならば、刑法の原則に依りまして軽きに従って処断すると云ふことに相成る」と発言している。⁸⁶これに関して伊澤は、衆院側から聞いた話として、これで無罪になる人は一人しかいないと指摘したのだが、それに大村は「一人に過ぎないと云ふやうに申上げることは或は困難でございますが、さう多数ではございませぬ、数人以上と考へて居ります」と述べる一方、「改正案が成立致しますと、処罰される人が余程少くなると云ふやうなことも想像し得る」とも指摘している。⁸⁷

六、小会派の批判

小会派は既成政党提出の法案に強く反対した。その理由について、前述の河村が整理してくれていて便利なので、それを見てみる。

第一に、この改正案が、選挙権拡張や比例代表などの根本問題に触れない「姑息的弥縫的なものだから」。

第二に、第三者の運動範囲を拡充すること、殊に選挙委員、弁士などに日当を支給することが脱法行為を容易にし、選挙の腐敗を再現する恐れがあるから。

三点目は、前述したように、法文の整理が粗漏不備だから。

四点目は、これも前述したが、この改正が選挙法違反の為に現に訴訟繫属中の被告を救済するという不純な意図で企てられているから。⁸⁸

これらについて河村は次のように論じている。

一点目の理由に対し、「少くとも最近数年来一般の世論となり、調査会の答申にも決定してゐた混合開票制及連坐規定の徹底化を、原案から削除した如きは、改正の趣旨を半ば失はしめるものであり、民政党の真鍋すらこれを理由に反対演説をしたのは故なしとしない。「形式犯の罪の軽減にのみ急であつて、悪質犯防止の徹底化に就て考慮が払はれてゐないことを以て、内務省が反対に傾いてゐると伝えられたのも、さもあらうと思はれる」。⁸⁹

なお、一点目に関し、第二控室の加藤勘十は「第一読会ノ続」で、「婦人が当然選挙権拡張の対象にならなければならない」と婦人参政権を主張、そして「選挙法自体の本質に付て審議されなければならない」と既成政党の姿勢を批判していた。⁹⁰

さて、二点目については、選挙運動を自由明朗なものにすることは立憲政治の基礎的条件であり、近年の世論が一斉に要望しているので、脱法・違反の行為に対しては別に対策を講ずべく、「角を矯めんとして牛を殺す」ようなことは戒めるべきだと主張。反対論者の真意は、既成勢力が第三者

運動を利用して、選挙運動での機会均等を奪うことを恐れているところにあるのではないかと推測し、「若し既成勢力が、第三者の運動を、金力や伝統や情実の動員に利用するならば、新興勢力は、大衆を、その数を、その組織を、而して又その政治的熱情と献身的奉仕の労力とを動員して、之に対抗すべきだと思ふ。大衆の支援を待み得るこそ正に、第三者の運動の自由を力強く主張すべきではないか。」と論じている。

三点目については、これは技術的問題なので、案の主旨が良いならば別に救済の仕様があるはずだと論じ、四点目については「邪推であるにしても、此の附則（次の総選挙から適用するという内容—正田）を脱してゐることは、かゝる疑惑を深めしめるに足るものであつた」と批判的に論じている。⁹¹

河村の指摘以外にも、前述の加藤は、「我が第二控室の委員に対しては、質疑の権利をすら多数に依って委員会^(ママ)は封鎖した、遂に吾々の同僚議員は委員会に於て質問をすら行ふことが出来なかつた」と委員会の運営を批判している。⁹²この指摘に対して委員長^(ママ)の斎藤は、加藤と同会派の「田中君の発言を封鎖したなどと云ふことは、絶対にないのであります、討論がもう済みまして、外に討論は無いかと聴いたときに、田中君は其席に居られなかつたのであります」と否定しているのだが、⁹³それは事実ではない。委員会三日目、民政党の村岡吾一が斎藤に質問打ち切りの動議を出した直後、田中耕が加藤の代わりに来たとして次のように述べた。

今回の法案は重大であり、しかも政民両党によって提案されたので、両党以外の人々の発言をある程度まで認めることは重大問題を扱う上で非常に大切である。本会議でも両党以外の人々は発言出来なかつた。その時趣旨弁明の中で、委員会で十分審議してもらふと言つた。そのため私はこの委員会で聞きたいと思つて来た。委員一八名のうち政友・民政以外は佐竹と私だけだ。その佐竹一人がまだ発言を済ませていない。ここで質疑を打切るのは重大法案を扱う上で非常に遺憾である。もう暫く質疑を続けていたきたい。⁹⁴

ところが斎藤は「御意見もありまするが、質疑打切の動議が出まして賛成者がありまする以上は、委員長としては決を採らなければならぬのであります」として決を採った結果、賛成多数で打ち切られたのであった。⁹⁵

田中が話しているように、四回開かれた委員会で、政友・民政以外の委員で質問できたのは佐竹だけであった。斎藤自身はこの件について何も語っていないが、後世「反軍演説」などで評価された斎藤による委員会運営が丁寧なものでなかったことは否定できない。

七、衆議院通過後の動き

さて、選挙法改正案は衆議院を通過し貴族院に送付されたのだが、法案に対する「内務当局の意向」として、次のように報じられた。

改正案は選挙取締の緩和にのみ重点を置き、悪質犯罪防止の徹底化については何等触れていないのみならず、法文にも杜撰な箇所が多く不備なものであり、殊にその提出の動機も元々両院通過の望みもなく政府の不同意も明瞭なのを見越しながら、外部からの法廷戦術に利用しようとする魂胆からであるとも見られる。貴族院で結局握り潰されるので、到底成立しないだろう。⁹⁶

このように政府は法案の衆院通過を冷ややかな目で見ていた。これに対して政・民両党は、法案成立のため、それぞれ政府と接触した。三月二七日に政友会の安藤正純幹事長は河原田稼吉内務大臣・篠原英太郎内務次官と会談、「修正の要項は政府の選挙制度調査会で決定したものであるから政府はこれが成立に積極的に努力すべきである」と善処を求めたのに対し、河原田は、議員提出の改正案は調査会案の一部である、政府も替わっている、現内閣には独自の見解もあり得る、と述べて難色を示した。さらに同日民政党の代議士五人が林・河原田・鹽野季彦司法大臣を訪ね、「政府の反省考慮を求めた」。⁹⁷

その後の状況については次のように報じられた。

「衆議院を通過して貴族院の委員会で審議中の議員提出衆議院議員選挙法改正案に対し政府はその内容が選挙制度調査会の答申の最大眼目たる混合開票、連坐規定の強化を除外し政党にとつて好都合な点のみを拾ひ集めた片手落な案であるとして従来反対の態度をとつて来たが、会期切迫せる折柄政、民両党が各種重要法案を通過せしめる交換条件として同案に対する政府の同意を要求して来たので林首相は二十九日午後安藤政友会幹事長との会見において別項の如き意思表示をなし、内心不同意を蔵しながらも表面は次の選挙から効力を発生することを前提としてこれに消極的同意を表明した、よつて政府としては貴族院の委員会においても同様の言明をなし、貴族院が衆議院案に対し『本法は次の選挙から効力を発生する』旨の附則を追加することを期待してゐるが本案に対する政府の不满は貴院側へ反映し案自体の内容にも相当納得し難いものがありとしてゐるから、あと二日中に政府と衆議院側との間に妥協的案が出来れば兎に角然らざる限り月下の情勢では審議未了となる模様である（傍点正田）」⁹⁸

選挙法改正案を成立させるため、既成政党は重要法案通過を交換条件とするなど、政府と駆引きをしていた。

民政党は三〇日に議員総会を開き、貴族院で審議中の法案について協議、そして工藤鐵男と戸澤の二人が、更に政府や貴族院と交渉して通過・成立を期するよう努力してほしいと要望、特に戸澤が、「此の際我党は決議を以て之れが貫徹を期する事としたい」と述べたのに対し、永井幹事長は「我党幹部に於いても其の熱意に於いては政友会と毫末も変る處は無いが、其の取扱方法は別個に研究の上諸君の希望を体し実効を挙げ得るやう各方面に向つて極力努力して居る」旨を述べて諒解を求め、一切の取扱いを小泉、桜内両主任総務、永井に一任することにした。⁹⁹

このように既成政党側は法案が成立するよう政府に積極的に働きかけており、悲観していなかったようだが、前述のように林は議会を解散したのであった。

河村は、既成政党が法案を通過させるために政府と取引をしようとした

ことに対して、「政党の目前の利益のみから考へても、政府に解散の辞柄を与へたことに於て、これは賢明な策では無かつた。」と批判している。¹⁰⁰

既成政党側の狼狽ぶりについては次のように報じられている。

「突然の解散に政民両党を始め各会派は異常の衝撃を受け周章狼狽して三十一日午前直に院内に緊急幹部会及び前代議士会を開き善後処置につき協議を重ねたが政府今回の処置は一般の予想を裏切つて不意討に出たので容易に態度決定せず協議を続けてゐる、然し政党としては何れにしても一刻も早く選挙対策を樹てねばならぬので対政府態度対選挙策については決定次第声明を發表するはずである。」¹⁰¹

政友会の鳩山一郎は林に対して怒りをあらわにしている。

「解散理由に政党が選挙法改正案を以て政府の重要法案を脅かしたと言つてゐる。人を誣ふるの甚だしいものだ。わが党の安藤幹事長は二十九日の午後兒玉通相立会ひの下に院内で林大将と会見した際、大将は一々御尤もだと答へてゐる、この事実は林首相としても否認するの勇氣はあるまい。最後に林首相は『政府の希望としては調査会答申の大部分を改正案に織りこみたいと思ふが、大体に於て改正案に同意である。尤も効力は次の選挙より発生することを前提とするものである』と答へてゐる。

効力の発生期まで指定し、大体において同意のものならば貴族院でも其の通り同意して成立させて然るべき筈である。何を苦しんでさぎを烏といひくるめて政党を脅やかす逆手を取り之を理由に抜きうちの解散をやつたのであるか、これまた常識では判断がつかない。」¹⁰²

鳩山は林の手法を批判しているが、だからと言って既成政党が正しいという訳ではない。そこで、次に彼らに対する当時の評価を見てみる。

八、既成政党に対する評価

『東京朝日新聞』紙上の「白堊の録音」では次のように論じられている。衆議院を通過した法案は政民両党の希望をそのままに反映したもので、

その目標は「肅正選挙とその結果に対する牽制にある」。政友案は取締法規の全体的緩和を目指したものの、民政案はその他に連坐規定の強化と混合開票を取入れて進歩的なところも見せているが、これは「世間体を考慮に入れたものでいはいづ一つの擬装である」。

委員会で妥協が成立した共同案は政友案に次点者繰上制度廃止を足したもののだが、問題の核心はここではなく、この際肅正選挙で手も足も出なかった不都合な官僚をうんと叩いてやろうとしたのであり、さらに、あわよくば案が通るかも知れないし、そうでなくても次に自分たちに有利な選挙法改正案を期待して先手を打ったに過ぎない。

これを暴露しようとした社大党の発言は抑制された。提案者に対する質問要求は動議で封じられ、その挙句懲罰騒ぎを起した。「こゝに少少窮屈でも金のかゝらぬ選挙をやらうといふ無産党と柳の下に泥鰻を夢みようとする既成各派との狙ひ所の差がある」。

官僚の非常識な選挙取締や人権蹂躪はもとより排すべきだ。しかし既成政党が人権問題を口実に、法廷戦術を議会にまで延長し、その援護射撃で自己本位の選挙法改正案を無理押しに押す態度はさらに排斥に値する。

どうせ貴族院を通過することはないだろうから実害は起るまい。ただこの案が上程されてから衆議院を通過するまでの喧噪の裡に、「既成政党がその内面の醜悪さを惜みなくさらけ出した悲しい喜劇、自ら墓穴を掘るものゝ滑稽な姿を見たことであつた」。¹⁰³

同じく東京朝日の三月二七日の社説では、無論この改正に良い所が無いわけではないが、すぐにこれに伴う脱法行為の方を想像させ警戒させるものがあるのは従来の経験と不徳の致すところであると厳しく批判、さらには彼ら自身も、貴族院を通り、政府が同意することを期待していないだろう、「それならば何を目的にして、小会派を圧迫して世間の人気を悪くしてまで、無理押しをする必要があつたのであらうか。……そこに一般の認識と舊政党人の認識との間に大きな相違があり、実は政党自身が苦悩してゐる原因がある。単に一法律改正案の問題ではないのである。」と論じ、¹⁰⁴既成政党

と民意との間の大きなズレを指摘していた。

実際政友会の牧野は、前述の第一読会で趣旨説明をした中で「選挙は国民を総動員致す国家的大事業と致して取扱ふべきものであります」と発言、¹⁰⁵同じく小林は委員会で、「斯の如き法律が極めて悪法であると云ふことが分った以上は、無知の民をいぢめるやうな悪法は、一日も早く改正しなければならぬ」（両方とも傍点正田）と述べているのだが、¹⁰⁶国民は動員される対象で、また無知でいじめられる存在だと言わんばかりで、ここに彼らの国民に対する優越感が見てとれる。

ただ、林内閣が選挙法の審議を理由に突然解散したため、林に矛先を向けたものも多い。例えば佐々木惣一は解散理由について、「解散当時の衆議院の職責を行ふ態度が、十分に満足すべきものでなかつた、といふ政府の見解は私も是認する」としつつも、次のように論じている。

「或はいふ。当時衆議院提出の衆議院選挙法の改正に付て、政府と衆議院と意見を異にするから解散したのであると。併し、選挙法の規定に付て意見を異にするといふこと其のことが解散の理由であるといふが如くであるならば、議会は恰も政府の意見通りに決定するといふ任務を持つことゝなろう。かくの如きことは、政府も考へる筈はないから、右の理由の風説は、決して政府の意思ではあるまい。」¹⁰⁷

そして御手洗辰雄は、政府が解散の理由とした「法案審議の渋滞」について、これは決して政党の責任ではなく、会期中の政変で審議期間は非常に短縮されているのにも拘わらず「通常議会で変りない多数の法案を並べ、而も閣僚は五人も兼任のうへに政務官を持たず、法案の取扱い、議事進行にも政府は事毎に不統一、無連絡を曝け出し、折角開いた委員会も政府側の出席がないためにうやむやに散会するやうな始末が幾度か重ねられた」と政府を批判している。¹⁰⁸

このように林批判に重点を置くものもあつたが、選挙法を巡る既成政党の動向に対する評価は批判的なものばかりであつた。

九、むすびにかえて

吉野は議会と政府との関係について、「主客順当の地位にこれを置くことが肝腎である。けだし直接に政権の運用に与るものは政府である。その政府を議会が監督する事によって、初めて政治は公明正大なることを得る。しかるに政府は実権を握って居る者なるが故に、動もすればその地位を利用して議員を操縦籠絡し、以て本来その監督を受くべきものをば転じて自分の意のままに傾使せんとする。」と論じているが、¹⁰⁹これまで見てきたように、既成政党は組閣時に敵対的態度を示されたにも拘わらず、「操縦籠絡」されるまでもなく林内閣に「順応的姿勢」を示したのであり、さらには肥田のように積極的に「傾使」されようとする政党人もいたのである。そのような彼らに政府を監督出来るはずがない。

また吉野は、人民と議員との関係についても「最も大事な点は、人民が常に主位を占め議員は必ず客位を占むること」だと述べているが、¹¹⁰果して既成政党所属の議員は人民をそのように見ていたのであろうか。

確かに選挙法を改正する必要性はあった。しかし既成政党は、人民のためというよりは自身に都合の良いように変えようとした節があり、人民が「主位」だとは言いがたい状況であった。だからこそ、メディアは既成政党を厳しく批判したのである。

ではどうあるべきだったのか。河村は、林内閣が法案に対して断固反対の姿勢を示すべきだったのにそうしなかったことを批判する文脈の中ではあるが、次のように論じている。

「元来選挙法のやうに憲政の基礎をなす重要な法典は、その時々のも多数党の党利党略によつて朝令暮改が行はれないやうに、その改正は慎重の上にも慎重にすべきものだ。できるならば一会期の間に即決しないで、改正案を広く公表し、各方面の意見を徴し、輿論の帰趨を待つて然る後に議決したい位のものだ。殊に今の場合は、不完全ながらも各方面の代表者を網羅した選挙制度調査会の案が厳存してゐる。それだのにそれを措いて別の

案を、会期の迫つた二週間や三週間の中に匆急に議決しようといふのだから、これは確に横車に相違ない。」¹¹¹

河村の指摘するとおりでであろう。しかもこれまで政治不信を増大させてきた既成政党は、それに歯止めを掛け、さらには遠く険しい道程ではあるが、「民本主義」や「議會中心政治」の復活につなげていかなければならないはずであった。

にも拘わらず、彼らは小会派の発言を抑えてまで法案の衆議院通過を優先させた。前述のとおり、これには委員長を務めた民政党の斎藤も一役買っていたのである。そして、政友会の小林が委員会で、「政府の法律案が沢山上程されて居る時に、特に之を政府の同意を得て緊急上程にしたやうな次第でありますから、会期切迫した今日、出来るだけ時間を節約して、他の方法に依って之を行ふと云ふことは出来ないことでは無いのであります」¹¹²と発言したのは、河村が論じたのとは正反対の姿勢であり、時間が足りないのなら次の議会で先送りすべきところを、何故審議も尽さず無理に成立させようとしたのか。まさに人民と議員の主客が逆転したことによる「憲政の弊害」¹¹³が生じていたと言えよう。

このように、彼らは「民本主義」や「議會中心政治」を復活させたり追求することよりも、「反撥集団」として、それとは逆の結果を齎すような行動をとっていたのであった。

- 1 一九三六年一〇月末に報じられた「軍部の議会改革案」を契機に既成政党と陸軍が対立、それが「腹切り問答」にまで展開していくのだが、これについては拙稿「二・二六事件後の議会制度をめぐる既成政党と陸軍の対立」（『白鷗大学論集』第三三卷第一号、白鷗大学経営学部、二〇一八年、所収）を参照。
- 2 この件について永井は、「国政に関して重大な意見の相違を生ずるに於ては、脱党を賭して争うことを辞するものではないが、ただ入閣するために今日までの同志と絶縁するが如きは、政治家としての出所進退として国民を躓かしむる^(マ)恐れあるのみでなく、林内閣対民政党の関係を悪化し、林内閣に壘を及ぼすことになるので、この際、閣外から国政革新のため協力し又、政党更生のため奮闘することが真の知己に報ゆるゆえんだと考えて善処した。」と語った（『永井柳太郎』『永井柳太郎』編纂会、一九五九年、三五五頁）。
- 3 『東京朝日新聞』一九三七年二月一六日朝刊。
- 4 升味準之輔『日本政治史3』東京大学出版会、一九八八年、一二 — 一三、二五〇頁。
- 5 「『憲政の本義』の自己曝露」（『改造』一九三七年五月号、改造社、所収、六二頁）。
- 6 吉野作造「憲政の本義を説いてその有終の美を済すの途を論ず」（岡義武編『吉野作造評論集』岩波書店、一九七五年、所収、五一頁）。
- 7 詳細については、堀真清『西田税と日本ファシズム運動』岩波書店、二〇〇七年、第三章、参照。本稿引用の吉野・美濃部の議論についても紹介している。
- 8 吉野作造『現代憲政の運用』一元社、一九三〇年、一八一 — 一八三頁。
- 9 美濃部達吉「国体思想に基づく憲法論争」（『現代憲政評論』岩波書店、一九三〇年、所収、三〇〇 — 三〇一頁）。
- 10 升味準之輔『日本政党史論 第六卷』東京大学出版会、一九八〇年、二七七 — 二七八頁。
- 11 大日本帝国憲法第五二条では「両議院の議員は議院に於て発言したる意見及表決に付院外に於て責を負ふことなし」と規定。なお、片仮名は平仮名に改めた。以下同じ。
- 12 同じく第五三条では「両議院の議員は現行犯罪又は内乱外患に関する罪を除く外会期中其の院の許諾なくして逮捕せらるゝことなし」と規定。
- 13 古川隆久『戦時議会』吉川弘文館、二〇〇一年、三頁。
- 14 井上寿一『政友会と民政党』中央公論新社、二〇一二年、一九七 — 一九八頁。
- 15 木舎幾三郎『虚心 隨筆集』東海出版社、一九四〇年、一四七頁。
- 16 官田光史『戦時日本^(マ)の翼賛政治』吉川弘文館、二〇一六年、二 — 三頁。
- 17 同上、二四九頁。
- 18 同上、四五頁。
- 19 粟屋憲太郎「一九三六、三七年総選挙について」（『日本史研究』第一四六号、日本史研究会、一九七四年、所収、一二三頁）。
- 20 伊藤之雄「『ファシズム』期の選挙法改正問題」（『日本史研究』第二一二号、一九八〇年、所収、七七頁）。

- 21 柚正夫「一九三四（昭和九）年衆議院議員選挙法の改正（二・完）」（『法政研究』第五〇巻第二号、九州大学法政学会、一九八四年、所収、二二二頁）。
- 22 清澤冽「林内閣の政治的背景」（『日本評論』一九三七年三月号、日本評論社、所収、六三—六四頁）。
- 23 安藤正純『講話を前にして』経済往来社、一九五一年、九九頁。
- 24 斎藤隆夫『回顧七十年』民生書院、一九四八年、九八頁。
- 25 『東京朝日新聞』一九三七年二月一六日朝刊。
- 26 『東京朝日新聞』一九三七年二月一七日朝刊。
- 27 『東京朝日新聞』一九三七年二月一八日夕刊。
- 28 『東京朝日新聞』一九三七年二月一八日朝刊。
- 29 これについて関口泰は、「内閣更迭によつて一旦撤回した予算案をそのまま提出してをいて、審議させてる間に修正案を作つて、それを可決させたのであるから、これも当時の事情やむを得なかつたにせよ、違憲でないにしても先例とすべからざる違例であるに違ひない」と述べている（「第七十議会の總批判」『中央公論』一九三七年四月号、中央公論社、所収、四二頁）。
- 30 原田熊雄述『西園寺公と政局 第五巻』岩波書店、一九五三年、二六八頁。
- 31 前掲「第七十議会の總批判」四二頁。
- 32 斎藤隆夫『斎藤隆夫日記 下』中央公論新社、二〇〇九年、二二七頁。
- 33 衆議院・参議院編『議會制度百年史 衆議院議員名鑑』一九九〇年、六三三頁。
- 34 宮脇長吉『肅軍を糺す』森田書房、一九三七年、二三頁。
- 35 参加者は、肥田琢司、西岡竹次郎、西村茂生、宮澤裕、熊谷直太、志賀和多利、岡田伊太郎、門田新松、川口義久、田邊熊一、加藤久米四郎、岩崎幸次郎、生田和平、川上哲太、清瀬規矩雄、津雲国利（「われ等は何故政党革新を叫ぶか——政友少壮代議士座談会——」『政界往来』第一八巻第四号、政界往来社、一九三七年、所収、五一—五二頁）。
- 36 同上、五二—五三頁。
- 37 宮村三郎『林銑十郎（上）——その生涯と信条——』原書房、一九四七年、四六一頁。
- 38 木下半治「今次解散の意義と政治の将来」（『改造』一九三七年五月号、改造社、所収、一三二頁）。
- 39 『東京朝日新聞』一九三七年四月一日朝刊。
- 40 白木正之『日本政党史 昭和編』中央公論社、一九四九年、二三八頁。
- 41 前掲『林銑十郎（上）——その生涯と信条——』四五八頁。
- 42 『東京朝日新聞』一九三七年四月一日夕刊。
- 43 「林内閣の没落」（『中央公論』一九三七年五月号、中央公論社、所収、五六頁）。
- 44 前述の伊藤は「斎藤内閣の選挙法改正論議の内容は、選挙民と遊離の傾向があること、選挙の官僚管理がめざされたことが特色である」と指摘している（前掲『『フェシズム』期の選挙法改正問題』六四頁）。
- 45 河村又介「選挙法改正の経緯とその行方」（末弘巖太郎責任編輯『法律時報』第九巻第七号、一九三七年、所収、二八頁）。

正 田 浩 由

- 46 衆議院・貴族院編『議會制度百年史 帝國議會史 下卷』一九九〇年、四四四頁。
- 47 JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.A15060483200、「選挙制度調査会関係資料」(国立公文書館)によれば、委員三八名は以下の通り。カッコ内の肩書は記載のまま。
藤沼庄平(内閣書記官長) 次田大三郎(法制局長官) 吉田茂(内閣調査局長官) 鍋島直縄(内務政務次官子爵) 湯澤三千男(内務次官) 川越文雄(大蔵次官) 野田俊作(司法政務次官) 長島毅(司法次官) 河原春作(文部次官) 富安謙次(通信次官) 田口弼一(衆議院書記官長) 山岡萬之助(貴族院議員) 大隈信常(貴族院議員侯爵) 有馬頼寧(貴族院議員伯爵) 柴田善三郎(貴族院議員) 赤池濃(同) 古島一雄(同) 大森佳一(貴族院議員男爵) 江藤源九郎(衆議院議員) 小泉又次郎(同) 熊谷直太(同) 松本忠雄(同) 武富濟(同) 飯村五郎(同) 青木雷三郎(同) 勝田永吉(同) 船田中(同) 風見章(同) 藤原義政(同) 片山哲(同) 小山松吉(正三位勲一等) 織田萬(同) 秋田清(正五位勲一等) 泉二新熊(従三位勲二等) 蠟山政道(正五位勲四等) 八並武治(従四位勲三等) 松野鶴平(正五位勲三等) 田澤義鋪(従五位勲四等)
- 48 JACAR Ref.A03022036200、「御署名原本・昭和十一年・勅令第一八〇号・選挙制度調査会官制」(国立公文書館)。
- 49 『東京朝日新聞』一九三六年七月三一日夕刊。
- 50 『東京朝日新聞』一九三六年一二月二二日夕刊。
- 51 JACAR Ref.A15060415000、「3、選挙制度改正要綱(昭和一一、一二、二一、選挙制度調査会々長)」(国立公文書館)。
簡略化したものは前掲「選挙法改正の経緯とその行方」三〇頁。
- 52 『東京朝日新聞』一九三六年一二月二日朝刊。
- 53 前掲「選挙法改正の経緯とその行方」二九一三〇頁。
- 54 『東京朝日新聞』一九三七年一月八日夕刊。
- 55 前掲「選挙法改正の経緯とその行方」三〇頁。
- 56 「官報号外 昭和十二年三月十日 衆議院議事速記録第十九号 議長の報告」四三九頁。
- 57 同上、四四〇頁。
- 58 『東京朝日新聞』一九三七年三月一七日朝刊。
- 59 「官報号外 昭和十二年三月十七日 衆議院議事速記録第二十三号 衆議院議員選挙法中改正法律案外一件 第一読会」五七四頁。
- 60 同上、五七五—五七六頁。
- 61 前掲『虚心』一四三頁。
- 62 前掲「衆議院 第一読会」五七六頁。
- 63 同上、五七六—五七七頁。
- 64 『東京朝日新聞』一九三七年三月一七日朝刊。
- 65 同上。
- 66 『東京朝日新聞』一九三七年三月一九日朝刊。
- 67 同上。

- 68 『東京朝日新聞』一九三七年三月二〇日夕刊。
- 69 『東京朝日新聞』一九三七年三月二三日朝刊。
- 70 「第七十回帝国議会議院 衆議院議員選挙法中改正法律案外一件委員会議録(速記) 第二回」一一二頁。
- 71 同上、二頁。
- 72 「官報号外 昭和十二年三月二十五日 衆議院議事速記録第三十号 衆議院議員選挙法中改正法律案外一件 第一読会ノ続(確定議)」八一七頁。
- 73 「第七十回帝国議会議院 議院法中改正法律案特別委員会議事速記録第五号」七頁。
- 74 前掲「衆議院 第一読会ノ続(確定議)」八一七頁。
- 75 前掲「選挙法改正の経緯とその行方」三一頁。
- 76 前掲「衆議院 委員会議録 第三回」六一七頁。
- 77 同上、七頁。
- 78 『衆議院議員選挙法改正解説』(深谷善三郎編輯、中央社、一九三四年、四一—四二頁)によれば、「政府は、詰り機械的に議員候補者選挙事務長選挙委員等の命を奉じて仕役をする者が労務者であつて、自分の頭を使い選挙に対して作戦計画を為すものでない」と云ふ見解を採つて居る、実際上果して労務者なるか選挙委員なるかの区別を為すには、各事実に就き判断するの外は無い」。
- 79 前掲「衆議院 第一読会ノ続(確定議)」八一四—八一五頁。
- 80 前掲「選挙法改正の経緯とその行方」三一頁。
- 81 三四年改正の選挙法の第九七条は「選挙事務長又は選挙委員は選挙運動の為に要する飲食物、船車馬等の供給又は旅費、休泊料其他の実費の弁償を受くることを得演説又は推薦状に依り選挙運動を為す者予め議員候補者又は選挙事務長の文書に依る承諾を得て其の運動を為すに付亦同じ」と規定されている(前掲『衆議院議員選挙法改正解説』参照)。
- 82 同じく第一三四条は、選挙運動費用の支出は選挙事務長でなければ出来ないが、議員候補者あるいは選挙委員は事務長の文書による承諾があれば可能とするなどの「第一百一条の規定に違反して選挙運動の費用を支出したる者は一年以下の禁錮に処す」と規定(同上参照)。
- 83 前掲「貴族院委員会議事速記録第五号」二、四頁。
- 84 前掲「衆議院 委員会議録 第二回」七頁。
- 85 前掲「衆議院 第一読会ノ続(確定議)」八一八頁。
- 86 前掲「貴族院委員会議事速記録第四号」四頁。
- 87 同上、四—五頁。
- 88 前掲「選挙法改正の経緯とその行方」二九—三〇頁。
- 89 同上、三一頁。
- 90 前掲「衆議院 第一読会ノ続」八一五頁。
- 91 前掲「選挙法改正の経緯とその行方」三一—三二頁。
- 92 前掲「衆議院 第一読会ノ続」八一五頁。
- 93 同上、八一六頁。

正 田 浩 由

- 94 前掲「衆議院 委員会議録 第三回」一五頁。
- 95 同上。
- 96 『東京朝日新聞』一九三七年三月二五日朝刊。
- 97 『東京朝日新聞』一九三七年三月二八日朝刊。
- 98 『東京朝日新聞』一九三七年三月三〇日朝刊。
- 99 『民政』第一一巻第五号、民政社、一九三七年、九七頁。
- 100 河村又介「解散と総選挙」(『日本評論』一九三七年五月号、所収、一一三 — 一一四頁)。
- 101 『東京朝日新聞』一九三七年三月三一日号外。
- 102 鳩山一郎「民意復活の為に=ファツシヨ防衛の戦ひ=」(『政友』一九三七年五月号、立憲政友会会報局、一九三七年、一四 — 一五頁)。
- 103 『東京朝日新聞』一九三七年三月二五日朝刊。
- 104 『東京朝日新聞』一九三七年三月二七日朝刊。
- 105 前掲「衆議院 第一読会」五七五頁。
- 106 前掲「衆議院 委員会議録 第二回」八頁。
- 107 佐々木惣一「政治と国民の道義観念」(『日本評論』一九三七年五月号、所収、一二 — 一三頁)。
- 108 御手洗辰雄「新党運動の展望」(『日本評論』一九三七年五月号、所収、一四九頁)。
- 109 前掲「憲政の本義を説いてその有終の美を済すの途を論ず」一一〇頁。
- 110 同上、九一頁。
- 111 前掲「解散と総選挙」一一五頁。
- 112 前掲「衆議院 委員会議録 第二回」八頁。
- 113 前掲「憲政の本義を説いてその有終の美を済すの途を論ず」九一頁。

(本学非常勤講師)